

随意契約理由書

1 案件名称

吉野小学校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、吉野小学校の昇降機設備を改修するものである。

当該機器については、三精テクノロジーズ株式会社が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本工事が出来るのは、三精テクノロジーズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課（設備グループ）（電話番号06-6208-9365）